

特定公園施設の設置に関する基準(加須市バリアフリー条例 第3章)

特定公園施設とは(条例第2条第7号、バリアフリー法第2条第13号)

都市公園内の公園施設のうち、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定められた園路や広場、休憩所等の施設で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次の表の12施設です。

特定公園施設		条例の基準	
園路及び広場 ※1	出入口	第47条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 幅:1.4m以上(やむを得ない場合:90cm以上) 車止め間隔:90cm以上(1箇所以上) 出入口からの水平面:1.5m以上 車椅子に支障となる段を設けない(段を設ける場合:傾斜路を併設)
	通路	第2号	<ul style="list-style-type: none"> 幅:1.8m以上(やむを得ない場合:車椅子用転回場所を設け1.2m以上) 車椅子に支障となる段を設けない(段を設ける場合:傾斜路を併設) 縦断勾配:5%以下(やむを得ない場合:8%以下) 横断勾配:1%以下(やむを得ない場合:2%以下) 路面:滑りにくい仕上げ
	階段	第3号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 両側:手すりを設置 手すり端部:点字を貼付 形状:まわり段としない 路面:滑りにくい仕上げ 構造:つまずきの原因となるものを設けない 両側:立ち上がりを設置
	傾斜路 (階段、段に代わり又は併設するもの)	第5号	<ul style="list-style-type: none"> 幅:1.4m以上(階段又は段に併設する場合:90cm以上) 縦断勾配:8%以下 横断勾配:設けない 路面:滑りにくい仕上げ 踊り場:高さ75cm毎に踏み幅1.5m以上設置 両側:手すりを設置 両側:立ち上がりを設置
	転落防止設備	第6号	<ul style="list-style-type: none"> 柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の転落防止設備を設置
屋根付広場 ※1	出入口	第48条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 幅:1.2m以上(やむを得ない場合:80cm以上) 車椅子に支障となる段を設けない(段を設ける場合は、傾斜路を併設)
	広さ	第2号	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子の円滑な利用に適した広さを確保
休憩所 管理事務所 ※1	出入口	第49条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 幅:1.2m以上(やむを得ない場合:80cm以上) 車椅子に支障となる段を設けない(段を設ける場合は、傾斜路を併設) 戸を設ける場合:幅80cm以上で高齢者・障害者等が容易に開閉・通過できる構造
	カウンター	第2号	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子の円滑な利用に適した構造
	広さ	第3号	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子の円滑な利用に適した広さを確保
	便所	第4号	<ul style="list-style-type: none"> 便所の項を参照(1箇所以上)
野外劇場 野外音楽堂	出入口	第50条 第1項 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 幅:1.2m以上(やむを得ない場合:80cm以上) 車椅子に支障となる段を設けない(段を設ける場合は、傾斜路を併設)
	通路 (出入口と車椅子使用者用観覧スペース、便所の経路)	第1項 第2号	<ul style="list-style-type: none"> 幅:1.2m以上(やむを得ない場合:車椅子の転回場所を設置した上で80cm以上) 車椅子に支障となる段を設けない(段を設ける場合は、傾斜路を併設) 縦断勾配:5%以下(やむを得ない場合:8%以下) 横断勾配:1%以下(やむを得ない場合:2%以下) 路面:滑りにくい仕上げ 柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の転落防止設備を設置
	車椅子使用者用観覧スペース	第1項 第3号 第2項	<ul style="list-style-type: none"> 収容定員200人以下の場合:収容定員÷50以上設置 収容定員200人超えの場合:収容定員÷100+2以上設置 幅:0.9m以上、奥行き:1.2m以上 車椅子に支障となる段を設けない 柵、その他の転落防止設備を設置
	便所	第1項 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 便所の項を参照(1箇所以上)
	駐車場 ※1	車椅子使用者用駐車施設	第51条 第1項 第2項
便所 ※1	便所	第52条 第53条 第1項 第54条	<ul style="list-style-type: none"> 床を滑りにくい仕上げ 小便器を設ける場合は、1以上を床置き又は壁掛式(受け口高さ35cm以下)とし、手すりを設置 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所を設置 出入口の幅:80cm以上 車椅子に支障となる段を設けない(段を設ける場合は、傾斜路を併設) 円滑な利用に適した構造を有する便所があることを表示する標識を設置 戸を設ける場合:幅80cm以上で、高齢者・障害者等が容易に開閉・通過できる構造 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保 乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設け、その旨を出入口に表示 乳幼児を安全に座らせることができる設備を1以上設け、その旨を出入口に表示
	便所	第53条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> 出入口に車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない 出入口に円滑な利用に適した構造を表示する標識を設置 腰掛便座と手すりを設置 円滑な利用に適した構造の水洗器具を設置 出入口の幅:80cm以上 戸を設ける場合:幅80cm以上で、高齢者・障害者等が容易に開閉・通過できる構造 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さを確保
水飲場 手洗場 ※1		第55条	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
掲示板 標識		第56条 第57条	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 表示された内容が容易に識別できるもの 特定公園施設の配置の標識を設ける場合は、園路及び広場の出入口付近※1

※1 設置した場合に1箇所以上を基準に適合